

# 重要事項説明書

## 1. 施設の概要

(1) 施設名	地域密着型特別養護老人ホーム ピースガーデン
(2) 定員	29名（9名×1ユニット、10名×2ユニット）
(2) 事業所番号	3390200867
(3) 所在地	岡山県倉敷市白楽町40番地
(4) 開設者	社会福祉法人 全仁会 理事長 高尾 聡一郎
(5) 電話番号	086-423-2112

## 2. 施設の方針

居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。

## 3. 施設の目的

事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。

## 4. 従業者の体制

- (1) 施設長、医師、看護及び介護職員、機能訓練指導員、生活相談員  
介護支援専門員、管理栄養士を基準に応じて配置します。
- (2) その他従業者は実情に応じた適当数を配置します。
- (3) 職種ごとの勤務時間は、下記のとおりです。

施設長	看護職員	看護職員	機能訓練指導員	生活相談員	介護支援専門員
8:30-17:15	8:00-16:45	二交代制	8:30-17:15	8:30-17:15	8:30-17:15
管理栄養士	事務員	医師			
8:30-17:15	10:30-12:30	毎週木曜日 13:00-14:00			

## 5. 従業者の職種、員数、職務内容

- (1) 施設長 1名（常勤）
  - ・施設の業務を把握し、所属従業者を指揮監督する。

- (2) 医師 1名（非常勤）
  - ・入居者の症状に応じ、適切な診療、健康管理、保健衛生指導を行う。
- (3) 看護職員 2名以上（常勤換算）
  - ・医師の診察介助、入居者の病状及び身体状況に応じ適切な看護を提供する。
- (4) 介護職員 11名以上（常勤換算）
  - ・入居者の病状及び身体状況に応じ、適切な介護を提供する。
- (5) 機能訓練指導員 1名（常勤）（看護職員と兼務）
  - ・入居者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下・改善の指導を行う。
- (6) 生活相談員 1名（常勤）
  - ・入居者またはその家族からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行う。
- (7) 介護支援専門員 1名（常勤）（介護職員と兼務）
  - ・入居者に対して適切な施設サービス計画を作成し、自立に向けて支援する。
- (8) 管理栄養士 1名（常勤）
  - ・給食業務の指導管理及び入居者の栄養指導を行う。
- (9) 事務員 1名（非常勤）
  - ・施設運営に必要な事務を行う。

6. 利用料金（保険給付の自己負担額）

(1) 基本料金（施設利用料／日）

介護度	施設サービス費
要介護1	824円
要介護2	895円
要介護3	970円
要介護4	1,043円
要介護5	1,113円

- ・上記各料金には、看護体制加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）35円、夜勤職員配置加算（Ⅳ）61円、日常生活継続支援加算（Ⅱ）46円が含まれています。
- ・負担割合2割の方は、上記金額の2倍となります。
- ・負担割合3割の方は、上記金額の3倍となります。

(2) 加算料金（それぞれ実施した場合に基本料金に加算されます）

項目	金額
外泊時加算	246円/日
外泊時在宅サービス利用費用	560円/日
初期加算	30円/日
退所時栄養情報連携加算	70円/回
再入所時栄養連携加算	200円/回
退所前訪問相談援助加算	460円/回

退所後訪問相談援助加算	460 円/回
退所時相談援助加算	400 円/回
退所前連携加算	500 円/回
退所時情報提供加算	250 円/月
協力医療機関連携加算 (1)	100 円/月
協力医療機関連携加算 (2)	5 円/月
経口移行加算	28 円/日
経口維持加算 (I)	400 円/月
経口維持加算 (II)	100 円/月
口腔衛生管理体制加算 (I)	90 円/月
口腔衛生管理体制加算 (II)	110 円/月
療養食加算	6 円/回
配置医師緊急時対応加算	
配置医師の勤務時間外の場合	325 円/回
早朝・夜間	650 円/回
深夜	1300 円/回
看取り介護加算 (II)	
31～45 日	72 円/日
4～30 日	144 円/日
2～3 日	780 円/日
死亡日	1580 円/日
在宅復帰支援機能加算	10 円/日
生産性向上推進体制加算	10 円/月
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 円/日
生活機能向上連携加算 (II)	100 円/月
個別機能訓練加算 (I)	12 円/日
安全対策体制加算	20 円/回
新興感染症等施設療養費	240 円/月

- ・基本料金と加算料金の合計額に 14.0%の介護職員処遇改善加算が加わります。
- ・負担割合 2 割の方は、上記金額の 2 倍となります。
- ・負担割合 3 割の方は、上記金額の 3 倍となります。

## 7. 居住費・食費

### (1) 居住費

#### 個室

2,066 円

(205,206,207,208,221,222,223,225,226,227,228,230,231,233,252,257,262 号室)

特別室 {居住費+特室料 1,100 円 (税込)}

(身障用手摺り付個室トイレ、テレビ、テーブル、椅子)

(201,202,203,210,211,251,253,255,256,258,260,261 号室)

尚、外泊時にもお支払いいただくことになります。

(但し、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が 1 日にお支払いいただく居住費の上限となります。)

(2) 食費 1,797 円

(但し、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が 1 日にお支払いいただく食費の上限となります。)

※ 上記 (1)「居住費」及び (2)「食費」において、国が定める負担限度額段階 (第 1 段階から第 3 段階②まで) の入居者の自己負担額については、別表 (利用者負担説明書) をご覧ください。

## 8. その他の利用料金

(1) 日常生活品費 / 1 日

ポリデント 等

(2) 教養娯楽費 / 1 日

趣味・クラブ活動の材料費、館内喫茶利用費、行事会の参加費 等

(3) 電気代 / 1 日

テレビ、冷蔵庫、ラジカセ、ラジオ、アンカ、電気毛布、電気ポット 等

(4) 理美容代 2,000 円 / 回

委託業務によるサービスになります。1 階事務所にてお支払いをお願い致します。

(5) その他

診断書や日常生活に係る費用等の徴収が必要になる場合は、入居者またはその家族に説明を行い、同意を得たものを徴収いたします。

## 9. 施設の利用に当たっての留意事項

入居者が、施設サービスの提供を受ける際に留意していただく事項は、「ピースガーデン 入居生活について」(別紙②) のとおりです。

## 10. 緊急時の対応

(1) 入居者の症状等に変化があった場合、施設医師の医学的判断により、受診が必要と認める場合は、その指示に従います。

(2) 入居利用中に入居者の心身の状態が急変した場合は、入居者及び保護者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

## 1 1. 事故発生時の対応

- (1) 入居者に対する施設サービスの提供により、事故が発生した場合は、速やかに入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。
- (3) 事故防止のため、委員会等において転倒、転落、誤飲、誤嚥、無断離施設等について、具体的な事故防止の対策を関係職員に周知徹底するとともに、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。
- (4) 施設サービス提供にともなって、事業者の責に帰すべからざる理由により生じた損害は賠償されません。とりわけ、以下の事項に該当する場合には、事業者は損害賠償義務を負いません。
  - ①入居者若しくは介護者が、施設サービス提供実施のために必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
  - ②入居者の急激な体調の変化等、事業者の実施した施設サービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
  - ③入居者若しくは介護者が、事業者及び従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合
- (5) 入居者に対する施設サービス提供により、下記に該当する事故が発生した場合は、速やかに市町村へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
  - ①入居者に対する施設サービスの提供により発生した重症事故、または死亡事故。
  - ②入居者に対する施設サービスの提供により発生、若しくは請求された損害賠償事故。
  - ③食中毒及び感染症等で、法令により保健所等へ通報が義務付けられている事由事故。

## 1 2. 虐待防止への取り組み

- (1) 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - ①防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - ②虐待防止のための指針を整備する
  - ③従業者に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
  - ④前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

## 1 3. 身体拘束廃止への取り組み

- (1) 入居者又はその家族に対し、療養上必要な事項について理解しやすいように指導又は説明を行います。

- (2) 管理者は、管理者および各職員の従業者で構成する（身体的拘束適正化検討委員会）を設置し、施設全体で身体拘束廃止および身体拘束等適正化に取り組みます。
- (3) 入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束・その他の行動を制限する行為は行わないこととします。

#### 1 4. 秘密保持

- (1) 施設の職員は、正当な理由がなくその業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を厳守します。
- (2) 施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な処置を講じます。
- (3) 入居者の退居の際、より良い居宅サービス計画（ケアプラン）作成のため、必要な場合には、居宅介護支援事業者に対して、入居者等の情報を提供することができるものとします。
- (4) 施設は、別に施設が定める個人情報の利用目的を逸脱しない範囲内で情報を提供する際には、予め文書により入居者の同意を得るものとします。

#### 1 5. 相談または苦情等の申出

入居者又はその家族は、提供された施設サービスに関し、相談または苦情等について、次の窓口へ申し出ることができます。

苦情担当窓口 : 地域密着型特別養護老人ホーム ピースガーデン  
 生活相談員 本田 翔平  
 管理者 奥村 美智子

受付時間 : 月曜日～金曜日（9時00分～17時00分）  
 土曜日（9時00分～12時00分）（日曜日、祝日除く）

連絡先 : 086-423-2112

#### その他苦情受付機関

- ①苦情担当窓口：岡山県国民健康保険団体連合会（県国保連）  
 窓口所在地 : 岡山県北区桑田町17番5号 岡山県国保会館3階  
 受付時間 : 月曜日～金曜日（8時30分～17時15分）  
 （土・日曜日、祝日除く）  
 連絡先 : 086-223-8811
- ②苦情担当窓口：倉敷市保健福祉局 介護保険課  
 窓口所在地 : 岡山県倉敷市西新田640番地  
 受付時間 : 月曜日～金曜日（8時30分～17時15分）  
 （土・日曜日、祝日除く）  
 連絡先 : 086-426-3343